

一般社団法人岡山県社会福祉士会 新規会員加入促進キャンペーンに係る報償規程

(目的)

第1条 平成30年度から新規に開始する、一般社団法人岡山県社会福祉士会(以下「本会」という。)新規会員加入促進キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)に係る報償金の支払対象、支払い金額等を定め、キャンペーンの大きな成果につなげることを目的とする。

(対象)

第2条 キャンペーンの対象は、次の各号に掲げる本会会員とする。

- (1) 平成30年4月1日以降、キャンペーン期間中に入会した新規会員。ただし、再入会者は除く。
- (2) 前号により入会した新規会員を紹介した本会会員(以下「紹介者」という。)
- (3) 新規加入会員に対し、紹介者は1名に限る。

(報償金の支払)

第3条 前条の対象者に、新規入会者一人につき5,000円相当の「QUOカード」を指定された住所地へ郵送により支給する。

(申込方法)

第4条 紹介者は、「加入促進キャンペーン申込書」(様式1)を記載の上、本会事務局に提出すること。ただし、入会手続きについては、公益社団法人日本社会福祉士会へ新規入会者本人が、直接申し込むものとする。なお、会員管理が本会に移管された後は、この限りではない。

(特例報償)

第5条 複数の入会者を紹介した会員には、その労苦に報いるため、第3条の規定する金額に加え、次のとおり特別に報償する。ただし、期間は年度単位とする。

- (1) 5人以上紹介した会員 「貢献賞」(様式2)と記念品(カタログギフト3,000円分)
- (2) 10人以上紹介した会員 「特別貢献賞」(様式3)と記念品(カタログギフト5,000円分)

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規程は、2018年4月1日から施行する。